

## 〔 保育所等訪問支援事業 〕

### 1 対象者

保育園や幼稚園、小学校などに在籍している障がいのある、または、発達に心配のある児童

※西尾市が発行する通所受給者証に、保育所等訪問支援事業の支給決定が必要です。支給決定には、障害者手帳または、医師の診断や療育の必要性を示した意見書が必要です。ご相談ください。

### 2 支援の内容

- ・お子さん本人に対する療育支援  
(集団生活に適応するための生活支援・発達支援)
- ・訪問先の職員に対する助言等(配慮事項などの助言、指導、相談)

※この事業は、子どもの発達支援を目的としています。  
保護者や園・学校等のお互いの思いを尊重しながら、中立の立場で支援を行います。

### 3 利用料金

事業にかかる費用の1割を、世帯の所得に応じて負担していただきます。

※ただし幼児教育、保育無償化により、満3歳になった後の最初の4月から小学校入学までの3年間は無償化の対象となります。

### 4 スタッフ

- ・児童発達支援管理責任者
- ・訪問支援員  
(公認心理師/臨床心理士・作業療法士・保育士)

### 5 利用時間及び回数

- ・利用時間 午前9:00～午後4:00の内の約2～3時間
- ・利用回数 1か月に1・2回を目安に訪問します。

### 6 定員 4人

### 7 利用の流れ(手続き)

#### (1) 手続きの説明

西尾市福祉課または、市内の障害児相談支援事業所で利用の相談をし、手続きの説明を受けてください。

#### (2) 受給者証の申請と障害児支援利用計画の作成

西尾市福祉課で、利用するための「通所受給者証」の申請をしてください。

市内の障害児相談支援事業所で「障害児支援利用計画」を作成してもらいます。

#### (3) 白ばら園に問い合わせ・相談予約

電話でお問い合わせください。相談時にお子さんについて心配なこと・困っていることなどを伺い、保育所等訪問支援事業について説明します。

#### (4) 保育所等訪問支援事業利用の申し込み

「障害児支援利用計画」と「通所受給者証」を添えて、白ばら園に利用申し込みをしてください。

在籍する園や学校に、保育所等訪問支援事業を利用することを伝えておいて下さい。

#### (5) 保育所等訪問支援計画作成

子どもの発達や実態を踏まえ、保護者の思いも考慮しながら、どのように支援していくか、児童発達支援管理責任者が「保育所等訪問支援計画」を作成します。

#### (6) 園や学校との調整

児童発達支援管理責任者が園や学校と連絡を取り、日程など支援内容を決定します。

#### (7) 訪問支援の開始

「保育所等訪問支援計画」に基づき、お子さんの通っている園や学校への訪問を開始します。経過をお伝えするなど、保護者の方と話し合いながら訪問支援を進めていきます。

